

# 加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

うるま市では、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる高齢者に対し、補聴器購入費の一部又は全額を助成します。

## 1. 助成対象となる方(下記の条件をすべて満たしている方が対象です)

- ① 市内に住所を有していること
- ② 申請日時点で、年齢が65歳以上であること
- ③ 住民税非課税世帯であること
- ④ 耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と意見書を徴することができること

※障害者総合支援法など他の制度で補聴器の補助・交付を受けることができる方や、過去に本助成を受けたことがある場合は、利用することはできません。

## 2. 助成額

- ① 補聴器本体1台分の購入費として、1人当たり**3万円(上限額)**を助成します。
- ② 助成は、1人1回限りです。

※下記内容については、本助成の対象となりません。

- ・助成の決定前に購入した補聴器の購入費用
- ・耳鼻咽喉科の医師の意見聴取に係る費用
- ・補聴器付属品の購入費用
- ・補聴器購入後の修理費用等



## 3. 留意事項

- ・予算の範囲内での助成となりますので、先着順での上限(**20名**)の支給が決定・完了次第終了となります。
- ・補聴器の購入は、助成決定後に行ってください。
- ・助成金の請求は、指定期間内で行ってください。  
指定期間を過ぎると助成金の請求はできませんので、ご注意ください。



手続きの流れについては、裏面をご確認ください

# うるま市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業について

## 【手続きの流れ】

1. 助成を希望される場合【うるま市役所 介護長寿課】へ来所し、事前確認手続き（助成要件の確認等）を行ってください。

2. 対象要件に該当する場合は、申請書及び医師意見書の様式を交付します。



3. 耳鼻咽喉科を受診

医師意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。

医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書を記載してもらい、申請書に添えて介護長寿課へ提出してください。

**※受診料・検査料・文書料等は、自己負担となります。**



4. 市から助成可否の通知書を郵送しますので、結果の確認をお願いします。

**※助成決定の場合には、「請求書・支払金口座振替依頼書」を同封しています。**

5. 補聴器を購入

**※市の助成決定前に購入した補聴器は、助成の対象にはなりません。ご注意ください！**

6. 介護長寿課へ

① 請求書・支払金口座振替依頼書

② 領収書

③ 振込口座の写し（本人名義の通帳やキャッシュカード等）

④ その他書類 を提出してください。

7. 確認後、本人名義の指定口座に助成金の振込を行います。

《お問い合わせ先》

うるま市介護長寿課 高齢者福祉係 TEL:098-973-3208